

土浦市「ラーケーション」実施要項

1 ラーケーションとは

児童生徒が、平日に保護者等の休暇に合わせて、校外（家庭や地域）で体験的な活動や探究的な活動を考え、企画し、活動することができる機会を確保する制度である。

2 目的

- (1) 地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体験的・探究的な活動を通して学んでいくことにより、自己の在り方や生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力を身に付ける。
- (2) 自己の在り方や生き方を考えるために、家族とゆっくりと話をする時間を設けることにより、思いや悩み、不安について家族と一緒に考え、これまでの生活を振り返り、今後を見つめる良い機会とする。

3 内容

校外（家庭や地域）で体験的な活動や探究的な活動を考え、企画し、活動するために、年度内最大5日間に限り、保護者の申請によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。

4 対象

土浦市立小・中・義務教育学校

5 実施時期

令和6年10月15日（火）後期開始日より実施

6 申請方法

- ・取得日の原則1週間前までに、保護者が「ラーケーション申請カード」へ必要事項を記入し、学校に申請する。申請は、紙媒体以外に児童生徒が在籍する学校から指定された方法（アプリやメール等）も可とする。
- ・計画書等の提出は、原則不要とする。

7 その他

(1) 取得前

- ・各校は「通知文」「ラーケーション申請カード」及び「パンフレット」を活用し、保護者及び児童生徒に制度について周知する。
- ・各校は、定期テストや学校行事など、「ラーケーション」を設定することができない日（期間）を決定し、保護者及び児童生徒に通知する。

(2) 取 得

- ・出席簿等における取扱いについては、「出席停止・忌引等」とする。
※指導要録及び調査書についても同様とする。

(3) 取得後

- ・児童生徒は、児童生徒の「学びの内容」を踏まえ、体験したことや探究的に学んだことをまとめ、「活動の記録」を作成して学校に提出する。総合的な学習のファイルやGIGA 端末のスタディログ等に「活動の記録」を保管し、「学びの足跡」とする。
(活動の記録の様式は自由とするが、「ラーケーション活動記録カード」を活用し、端末を使ってデータを送付するなど、提出方法、様式等各学校で工夫する)。
- ・学びの保障については、児童生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
- ・学校で「ラーケーション申請カード」を年度内保管し、学校で取得状況を把握する。